

臨時福祉給付金が支給されます



消費税率の引上げによる影響を緩和するため、所得の低い人に対して、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金が支給されます。

▶ 問合せ 役場福祉課

■ 支給対象者

以下の条件すべてに該当する人

- ・平成27年1月1日に武豊町の住民基本台帳に登録がある（住民票がある）人
 - ・平成27年度分の町民税が課税されていない人
 - ・平成27年度分の市町村民税が課税されている人に扶養されていない人
- ※課税されている人の税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者は支給対象者になりません
- ・生活保護を受給していない人



■ 支給額 1人につき6,000円

■ 申請方法

申請受付 9月1日（火）～12月1日（火） 9時00分～17時00分（土・日・祝日を除く）

申請手続 申請書に記入の上、必要書類を添付し、役場福祉課へ郵送してください。

また、直接提出する場合は、役場北庁舎1階 第5会議室へお越しください。

※申請書は役場福祉課でもお渡ししますが、支給対象と思われる人には、8月下旬に制度の案内と申請書を送付します

■ 給付金の受取方法 申請書に記載した指定口座に入金されます。

■ 注意事項

原則、平成27年1月1日に住民登録のある市町村が申請受付窓口となります。

支給対象に該当する人で申請書が届かない場合は、役場福祉課にお問合せください。

■ 制度に関する問合せ 厚生労働省 専用ダイヤル ☎ 0570-037-192

「臨時福祉給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意！

- 町や厚生労働省等がATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 町や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 不審な電話や、不審な郵便物が届いたら、迷わず、警察や役場にご相談ください。